

告 示

埼玉県監査委員告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十五年十月四日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 梅 澤 佳 一

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
県土整備 部 都市整備 部	越谷県土 整備事務 所	平成 24 年 12 月 14 日 (第 2450 号)	<p>行政財産使用許可について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 「県営しらこぼと公園 2 次区域の一部」については、埼玉県財務規則により、所管部長の決裁と総務部長の合議が必要な案件であるにも関わらず、平成 12 年度から毎年度、所長決裁により使用料を免除して行政財産の使用を許可していた。</p> <p>また、許可の条件に合致しているか確認を怠り、漫然と使用許可を繰り返していた。</p> <p>2 行政財産である道路予定地についても、同様に、所長決裁等により使用料を免除して行政財産の使用を許可していた。</p>	<p>1 「県営しらこぼと公園 2 次区域の一部」に関する行政財産使用許可については、平成 25 年 3 月 31 日をもって使用期間が満了し、新たな使用許可は行っていない。原状回復のもと返還され、今年度、公園造成工事に着手した。</p> <p>2 道路予定地の平成 25 年度使用許可については、財務規則第 140 条、第 154 条に基づき手続を行った。</p>
病院局	循環器・ 呼吸器病 センター	平成 24 年 12 月 14 日 (第 2450 号)	<p>パーソナルコンピュータ等の固定資産で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。</p>	<p>監査の結果を職員に周知するとともに、埼玉県病院事業財務規程に基づく固定資産（器械備品）の实地照合を平成 25 年 3 月 31 日までに実施し、適切な事務処理の徹底を図った。</p> <p>今後は、年 1 回以上实地照合を実施し、各担当と事務局の確認により、再発防止を徹底することとした。</p>
保健医療 部	動物指導 センター	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	<p>洗浄機などの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。</p>	<p>所在を確認できない備品については、会計管理課の指導により平成 25 年 5 月 14 日に備品出納簿から除却した。また、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 5 月 23 日付で、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出した。</p> <p>今後の再発防止策として、適切な備品管理を全職員に周知徹底するとともに、備品の所在を確認し、平面図にマッピングして管理しやすくした。更に、毎年度、現物と台帳の突合を行うことと</p>

				した。
県土整備部	本庄県土整備事務所	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	カメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>所在不明の草刈機 3 台とフィルムカメラ 1 台について、定期監査の翌日の平成 24 年 12 月 11 日から 20 日までの間、総務担当だけでなく所内職員で保管場所を始め所内を集中的に捜索したが発見できなかった。その後も総務担当職員による捜索は継続し、聞き取り調査等含め、繰り返し断続的に行ったが現品の確認に至らず、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 5 月 20 日付で、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、同日付で備品出納簿から除籍した。</p> <p>今後は再発防止の取組として、県有備品の大切さと管理責任の重大さを全職員に周知徹底し、研修等で意識の向上を図るとともに、実際の備品使用を基に指定した管理責任者による、定期的な備品棚卸し・状況確認をチェック表で管理し、備品の適正管理に努めることとした。</p>
県土整備部	杉戸県土整備事務所	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	パーソナルコンピュータなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>定期監査で発見できなかった備品などについて、事務所内や倉庫などを職員全身体制で捜索に手を尽くした。そのうえで、所在を確認できなかった備品について、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 6 月 5 日付で、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、同日付で備品出納簿から除籍した。</p> <p>また、今後は会計管理課から示された「物品管理の新ルールの試行」に基づき適正な備品管理を徹底していく。</p>
病院局	小児医療センター	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	カメラなどの固定資産で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。	<p>監査結果を踏まえ、全ての固定資産（器械備品）について実地照合を平成 25 年 5 月 12 日までに実施し、適切な事務処理の徹底を図った。</p>

				<p>また、再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、今後は、埼玉県病院事業財務規程に基づく年1回以上の実地照合を徹底することとした。</p>
病院局	精神医療センター	平成25年3月5日 (第2472号)	<p>固定資産であるパーソナルコンピュータで、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。</p>	<p>埼玉県病院事業財務規程に基づく固定資産（器械備品）の実地照合を平成25年3月31日までに実施し、適切な事務処理の徹底を図った。</p> <p>今後は、年1回以上実地照合を行うとともに、固定資産の除却等について適正な処理を行うよう徹底した。</p>
教育局	近代美術館	平成25年3月5日 (第2472号)	<p>映像装置など重要物品で、その全部または一部について所在の確認ができないものが複数認められるなど、物品管理が不適切であった。</p>	<p>所在の確認できない備品について、会計管理課の指示に基づき、平成25年1月29日に顛末書を提出し、平成25年2月25日に備品出納簿の除籍、修正を行った。</p> <p>また、平成25年3月14日に会計管理課に重要物品異動報告書を提出した。</p> <p>複数の物品で構成され、一式として管理すべき重要物品については、附属品等を含めたすべての物品に、当該物品が重要物品の一部である旨の標示を行った。</p> <p>再発防止のため、所属長が監査結果を全職員に周知するとともに、適正に物品を管理するよう徹底した。</p>
教育局	大宮東高等学校	平成25年3月5日 (第2472号)	<p>備品であるパーソナルコンピュータで、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。</p>	<p>所在の確認できない備品について、改めて調査を行い、平成22年3月26日に廃棄していたことが確認できたため、平成25年5月7日に備品出納簿からの除籍を行った。</p> <p>再発防止のため、所属長が監査結果を全職員に周知するとともに、備品の取扱いについて再確認を行い、職員の意識向上を図った。</p> <p>また、定期的に実地照合を実施するとともに、使用状況等の調</p>

				<p>査を実施し、老朽化し使用不能な物品は、財務規則に基づく処理を速やかに行い、適切な物品管理を確保することとした。</p>
教育局	越生高等学校	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	<p>サーバなどの備品で、所在の確認できないものや、備品台帳に登録された型式と異なるものが現存するなど、備品の管理が不適切であった。</p>	<p>改めて調査を行い、所在の確認できない備品については平成 22 年 3 月 15 日に廃棄していたことが確認され、型式の異なる備品については保管転換時の記載誤りであることが判明したため、平成 25 年 3 月 6 日に備品出納簿の修正を行った。</p> <p>再発防止のため、職場会議を通じて全職員に対し、監査結果を周知するとともに、適正な物品管理についての研修を実施した。</p> <p>また、新たに備品を登録する際には、複数人により、型式の確認を行うとともに、定期的に実地照合を実施することとした。</p>
教育局	川口工業高等学校	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	<p>オーバーヘッドプロジェクターなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。</p>	<p>改めて調査を行い、一部の備品は所在が確認できた。所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 3 月 18 日付で、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、平成 25 年 5 月 9 日に備品出納簿からの除籍を行った。</p> <p>再発防止のため、所属長が監査結果を全職員に周知するとともに、適正に物品を管理するよう徹底した。</p> <p>また、定期的に実地照合を実施することとした。</p>
教育局	杉戸農業高等学校	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	<p>ビデオカメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。</p>	<p>所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 3 月 19 日付で、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、平成 25 年 7 月 1 日に備品出納簿からの除籍を行った。</p> <p>再発防止のため、所属長が監査結果を全職員に周知するとともに、適正に物品を管理するよう徹底した。</p>

				また、定期的に実地照合を実施することとした。
教育局	特別支援 学校坂戸 ろう学園	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	備品であるオーバーヘッドプロジェクターで、所在が確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 3 月 22 日付で、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、平成 25 年 7 月 3 日に備品出納簿からの除籍を行った。</p> <p>再発防止のため、所属長が監査結果を全職員に周知するとともに、適正に物品を管理するよう徹底した。</p> <p>また、定期的に実地照合を実施するとともに、所属で独自に作成した使用記録簿を活用し、適正な物品管理体制の強化を図った。</p>
企画財政部	南西部地 域振興セ ンター	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 23 年度「市町村による提案・実施事業」補助金の交付申請書をはじめ、交付決定に関する文書の所在が確認できず、文書管理が不適切であった。	<p>再発防止のため、まず、全庁で実施している 5 S 運動を徹底して行うことや、事務所内及び机上を常に整理・整頓する取組を進めた。</p> <p>また、文書管理規則やファイリングシステム実施要綱等を遵守した文書管理について、全職員に対して改めて周知徹底を図った。</p> <p>さらに、毎月、朝礼において、所長が文書管理の徹底について、職員の注意喚起を図るとともに、グループリーダーが、財務事務の自己検査を実施する際、文書の管理状況を確認することとした。</p> <p>また、文書の適正な管理、類似案件の再発防止について、企画財政部の総務担当副課長等会議を開催し、指導を徹底した。</p> <p>さらに、平成 25 年 8 月 2 日に、企画財政部主催の財務研修を実施し、その際、文書の適正な管理についても指導した。</p>

県土整備部	さいたま県土整備事務所	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	カメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>事務所内の捜索を全職員で実施し、捜査を尽くしたが、所在を確認できなかったため、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 6 月 5 日付で、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、同日付で備品出納簿から除籍した。</p> <p>物品管理の新ルールに基づき、各備品に管理責任者を定め、年 1 回、現物確認日を定め一斉に確認作業を実施するよう職員に徹底した。</p>
県土整備部	飯能県土整備事務所	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	パーソナルコンピュータなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>所内の捜索を尽くしたが、所在確認ができなかったため、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 6 月 5 日付で、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、同日付で備品出納簿から除籍した。</p> <p>物品管理の新ルールに基づき、実際の使用者による適正管理、保管場所の明示、年度内に 1 回以上の現物と台帳の照合を実施することとした。</p>
県土整備部	行田県土整備事務所	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	ビデオカメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>平成 25 年 1 月 23 日以降、全職員での捜索や異動した職員への聞き取り調査を実施したが、当該備品を発見することはできなかったため、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 6 月 5 日付で、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、同日付で備品出納簿から除籍した。</p> <p>物品管理の新ルールに基づき、備品の現物実査を 8 月までに行い、使用責任者を定めるなど適正な物品管理を徹底していく。</p>
教育局	飯能南高等学校	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	カメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>改めて調査を行い、一部の備品については平成 24 年 2 月 22 日から平成 24 年 3 月 1 日にかけて廃棄していたことが確認できたため、平成 25 年 2 月 20 日に備品出納簿からの除籍を行った。所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項</p>

				<p>の規定に基づき、平成 25 年 3 月 18 日付で、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、平成 25 年 7 月 1 日に備品出納簿からの除籍を行った。</p> <p>職員会議において、監査結果を全職員に伝え、県有備品の適正な管理について周知徹底した。物品事故の再発防止を図るため、物品管理を全教職員で組織的に取り組み、全教職員による定期的な現物確認を実施し、不用物品は適正な事務処理を経て処分することを指示した。</p>
警察本部	所沢警察署	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	<p>落札となるべき同額の入札者が複数あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならないが、これを行わず再度入札書を提出させ落札決定を行っていたことは不適切であった。</p>	<p>財務事務を行う職員に本件の内容及び関係法令を周知、徹底した。また、電子くじで契約者を決定する機能のある電子入札システムの活用を推進することで再発防止を図った。</p>

2 監査の結果「注意」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
農林部	川越農林振興センター	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	<p>入間北部第二用水改良事業敷地に係る行政財産の使用許可について、行政財産使用料減免基準に該当しないにも関わらず、使用料を免除していたことは不適切であった。</p>	<p>使用料を適正な金額に変更したほか、再発防止のため、監査結果を全職員へ周知するとともに、行政財産使用料に関する条例等の関係規程の再確認やチェックシートの作成を行い、適正な事務処理について徹底を図った。</p>
農林部	大里農林振興センター	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	<p>平成 22 年度の「22 熊中第 201 号ほ場整備工事」について、当初請負代金額の 3 割を超える増額変更契約を行いながら契約保証金の金額を変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上に変更していなかったのは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、担当者会議において研修を実施し、制度の再確認の徹底を図った。</p> <p>また、変更金額による契約保証金額に誤りがないよう、変更割合を確認するチェックシートを作成し、変更契約ごとにチェックすることにした。</p>

農林部	加須農林振興センター	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 24 年度の「冷温水ポンプ及び冷却水ポンプの交換修繕」(939 千円)について、予算の執行委任を受けることとなっていたが、執行委任前に予定価格を決定し、見積合わせを行い、契約を締結したことは不適切であった。	歳出予算執行委任書で、予算の執行委任を確認した上で、予定価格を決定し、見積書の徴取及び契約の締結をすることにした。 また、再発防止のため、職場の全体研修において財務の適正な執行について改めて周知を図った。
農林部	加須農林振興センター	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 22 年度の「22 手三第 502 号ほ場整備工事」について、当初請負代金額の 6 割を超える増額変更契約を行いながら契約保証金の金額を変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上に变更していなかったのは不適切であった。	再発防止のため、担当者会議において研修を実施し、制度の再確認の徹底を図った。 また、変更金額による契約保証金額に誤りがないよう、変更割合を確認するチェックシートを作成し、変更契約ごとにチェックすることにした。
農林部	寄居林業事務所	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 23 年度の「満所山村生活安全対策工事」(9,628 千円)について、谷止工水平打継用鉄筋(補強挿し筋)の設置方法(形状・配置等)を契約図書に示さないまま施工させたことは不適切であった。	必要な図書の漏れがないようにチェックリストを作成し、設計の都度確認することとした。 また、施工方法が不明確な点については、施工前に監督員と現場代理人が工事記録により確認することについて周知徹底を図った。
農林部	寄居林業事務所	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 24 年度の「矢納針広混交林造成工事」(1,029 千円)について、契約図書において下草刈払い面積の出来形管理を求めているにもかかわらず、出来形管理書類の提出を受けず、下草刈払い面積の確認を行っていないのは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を全職員に周知を図った。 また、チェックリストの活用により、必要な出来形管理書類の提出の徹底を図った。
県土整備部	さいたま県土整備事務所	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	行政財産使用許可について、次の点で不適切であった。 1 埼玉県財務規則に定められた使用許可の手続きによらず、管理委託(覚書)により無償で使用させていた。 2 同規則により所管部長の決裁が必要な案件であるにもかかわらず、所長決裁等により使用料免除の許可を繰り返していた。	平成 25 年度分から埼玉県財務規則に基づき、県土整備部長の決裁を受け、総務部長の合議後、許可をした。 行政財産使用許可に係る同規則の規定を徹底するよう職員に周知した。

県土整備部	飯能県土整備事務所	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 23 年度の「河川維持修繕工事(河川維持工)」について、当初請負代金額の 4 割を超える増額変更契約を行いながら契約保証金の金額を変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上に変更していなかったのは不適切であった。	変更契約に係る契約保証金の取り扱いについて、周知するとともに、設計変更時に総務担当課長に回議することにより、チェック体制を強化した。
教育局	久喜図書館	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 23 年度の「ばい煙測定業務委託」(94 千円)について、承認を得ずに、業務を第三者に再委託したことは、不適切であった。	再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。 また、出納総務課作成のチェックシートを活用し、複数の職員による確認を徹底することとし、管理体制の強化を図った。
教育局	入間向陽高等学校	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 23 年度の「正門雨水冠水修繕工事」(399 千円)は、2 者から見積書を徴取したが、各々の見積内容(寸法や数量など)が異なっていた。さらには、各々の見積書の寸法と概略図の寸法も異なっていたことは、不適切であった。	再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。 また、適正な書類が徴取されていることを複数の職員で確認することとし、管理体制の強化を図った。
教育局	春日部東高等学校	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 24 年度の「産業廃棄物処理委託契約」(77 千円)において、検査調書を作成していなかったのは、不適切であった。	再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。 また、出納総務課作成のチェックシートを活用し、支出事務において必要な書類に不足がないことの確認を徹底することとした。
教育局	幸手高等学校	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 23 年度の「校内補修工事」(378 千円)について、次の点で不適切であった。 1 2 者から見積書を徴取したが、契約を締結した相手方のものは代表者の押印漏れ、もう 1 者のものは代表者名の記載及び押印が漏れていた。	再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知するとともに、業者から提出された書類を受理する際の注意すべき項目について再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。 また、出納総務課作成のチェックシートを活用し、管理体制の

			<p>2 見積書は支店長名で提出されていたが、作業完了報告書と請求書は代表取締役名であり、また、各々の代表取締役名は異なっていた。</p> <p>さらに、請求書においては代表取締役の押印も漏れていた。</p>	強化を図った。
教育局	飯能南高等学校	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 23 年度の「ばい煙測定業務委託」(155 千円)について、承認を得ずに、業務を第三者に再委託したことは、不適切であった。	再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。
教育局	福岡高等学校	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 23 年度に締結した「産業廃棄物収集運搬委託」等(3 件)の契約事務について、業務の完了を確認するためのマニフェストを受領する前に、検査確認を行い合格としていたのは不適切であった。	再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務及び産業廃棄物収集運搬業務における注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。
教育局	蕨高等学校	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 23 年度の「学級増に伴う大会議室内部改修」(989 千円)について、予定価格を決定する前に、見積り合わせを行っていたことは不適切であった。	再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。